平成２８年（フ）第８１７号
大阪府守口市南寺方東通５丁目５番９－401号
債務者　若本　直美
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８２４号
大阪府豊中市利倉西１丁目６番18―203号
債務者　重田　照朋
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９９８号
神戸市中央区花隈町27番14―301号
債務者　西木めぐみ
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９７号
神戸市中央区中島通４丁目１番14号　高橋マンション301号
債務者　井上　宗善（旧名宗一）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３６号
神戸市垂水区名谷町字梨原2366番地の５　市住６―1101号
債務者　谷口　容子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４６号
神戸市中央区筒井町３丁目12番８号　ステラコート702号
債務者　山内ひかる
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４号
兵庫県川西市けやき坂５丁目５番地の１１―1007
債務者　ＴＳＧ時計サービスＧＯＴＯＨこと後藤　政明
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３１号
兵庫県宝塚市南口２丁目11番２号　ハイツ延命201、前住所兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番23―103号
債務者　福間　　昇
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第３３号
兵庫県宝塚市安倉中６丁目９番９号
債務者　氷室　純子
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１号
兵庫県西宮市里中町２丁目９番５―501号、住民票上の住所兵庫県芦屋市朝日ケ丘町７番15―221号（前住所）兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目16番９号
債務者　山田　信介
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２号
兵庫県尼崎市御園２丁目15番５―508号
債務者　大西　利樹
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６９号
兵庫県尼崎市大物町２丁目９番３―701号
債務者　水山里香こと　ＫＡＮＧ　ＲＩＨＹＡＮＧ（姜里香）
1　決定年月日時　平成28年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７２号
兵庫県尼崎市富松町１丁目27番２号　メゾンフルール201号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町７丁目16番１号
債務者　城間　美樹
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第８１号
兵庫県西宮市上甲子園５丁目10番21―204号
債務者　銭谷　貞夫
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第９号
兵庫県揖保郡太子町鵤1029番地１　アルメールＭ　203号室
債務者　山口　雅人
1　決定年月日時　平成28年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第２２号
奈良県天理市田部町219番地１　サンガーデンＭ．Ｖ203号
債務者　喜多　理佳（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成28年３月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
奈良地方裁判所